

取消訴訟の原告適格の拡大（検討参考資料）

第1 「法律上の利益」が認められる範囲をどのような考え方で画するか。

- 1 行政法規の趣旨、目的をどう考えるべきか。
（参考判例1：伊達火力発電所訴訟）

法律上の利益は、処分がその本来的効果として制限を加える権利利益に限られるものではなく、行政法規が個人の権利利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている権利利益もこれに当たる。

直接明文の規定はなくとも、法律の合理的解釈により導かれる行政権の行使の制約についてはどうか。

- 2 当該行政法規と目的を共通する関連法規をどう考えるべきか。
（参考判例2：新潟空港訴訟）

当該行政法規と目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して保護すべきものとしている利益はどうか。

- 3 利益の内容、性質等をどう考えるべきか。
（参考判例3：もんじゅ訴訟）

当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容、性質等を考慮することはどうか。

直接的かつ重大な被害を受けるおそれなど、利益が害される態様、程度を考慮することはどうか。

そのほかに考慮すべき事項があるか。あるとすれば、どのような事項が考えられるか。

第2 原告適格を基礎付ける利益と処分権者が処分の際に考慮すべき利益との関係をどのように考えるべきか。

「当該処分を通して保護すべきものとしている利益」以外の利益を処分権者が処分の際に考慮することができるか。

自己の法律上の利益に関係のない違法の主張ができないとされていること（行政事件訴訟法第10条第1項）との関係をどう考えるか。

処分権者が処分の際に考慮することができない利益により原告適格を認めて、その利益のために処分の取消しを求められるとすることは、処分により利益を受ける者の権利や処分を通して公益として守られている利益との関係で問題はないか。

第3 合理的かつ客観的な判断基準を提供する規定の仕方

「法律上の利益」の文言を「法的利益」や「利害関係」に改めたり、「事実上の利益」とした上で利益の性質や因果関係を限定したりする場合、原告適格が実質的に広く認められることになるといえるか。明文の規定のない行政不服審査法における不服申立適格や民事訴訟法で「利害関係」と規定されている補助参加の利益についても、取消訴訟の原告適格を定める「法律上の利益」と同様の考慮が判例でされていることをどう考えるか。

「法律上の利益」が認められる範囲についての考え方を法律上明記することについてどう考えるか。処分の際に考慮すべき利益が広く解釈されることで原告適格が実質的に広く認められるようにするために、例えば、第1の1ないし3の観点などを「法律上の利益」の有無の判断に当たって考慮すべきことを規定することはどうか。

(参考判例 1) 伊達火力発電所訴訟(最高裁判所昭和 60 年 12 月 17 日第三小法廷判決・裁判集民事 146 号 323 頁。第 19 回検討会資料 3 - 2 の 6)

「処分の法的効果として自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に限って、行政処分の取消訴訟の原告適格を有するものというべきであるが、処分の法律上の影響を受ける権利利益は、処分がその本来的効果として制限を加える権利利益に限られるものではなく、行政法規が個人の権利利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている権利利益もこれに当たり、右の制約に違反して処分が行われ行政法規による権利利益の保護を無視されたとする者も、当該処分の取消しを訴求することができる」と解すべきである。そして、右にいう行政法規による行政権の行使の制約とは、明文の規定による制約に限られるものではなく、直接明文の規定はなくとも、法律の合理的解釈により当然に導かれる制約を含むものである。」

(参考判例 2) 新潟空港訴訟(最高裁平成元年 2 月 17 日第二小法廷判決・民集 43 卷 2 号 56 頁。第 19 回検討会資料 3 - 2 の 8)

「当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられているとみることができるとどうかによって決すべきである。」

「定期航空運送事業を営もうとする者が運輸大臣の免許を受けるときに、免許基準の一つである、事業計画が経営上及び航空保安上適切なものであることについて審査を受けなければならないのであるが(法 100 条 1 項、2 項、101 条 1 項 3 号) 事業計画には、当該路線の起点、寄航地及び終点並びに当該路線の使用飛行場、使用航空機の型式、運航回数及び発着日時ほかの事項を定めるべきものとされている(法 100 条 2 項、航空法施行規則 210 条 1 項 8 号、2 項 6 号)。そして、右免許を受けた定期航空運送事業者は、免許に係る事業計画に従って業務を行うべき義務を負い(法 108 条) また、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を要するのである(法 109 条)。このように、事業計画は、定期航空運送事業者が業務を行ううえで準拠すべき基本的規準であるから、申請に係る事業計画についての審査は、その内容が法 1 条に定める目的に沿うかどうかという観点から行われるべきことは当然である。

更に、運輸大臣は、定期航空運送事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、事業改善命令の一つとして、事業計画の変更を命ずることができるのであるが(法 112 条) 右にいう公共の福祉を阻害している事実には、飛行場周辺に居住する者に与える航空機騒音障害が一つの要素として含まれることは、航空機の航行に起因する障害の防止を図るといふ、前述した法 1 条に定める目的に照らし明らかである。また、航空運送事業の免許権限を有する運輸大臣は、他方において、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音による障害の防止等を目的とする公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 3 条に基づき、公共用飛行場周辺における航空機の騒音による障害の防止・軽減のために必要があるときは、航空機の航行方法の指定をする権限を有しているのであるが、同一の行政機関である運輸大臣が行う定期航空運送事業免許の審査は、関連法規である同法の航空機の騒音による障害の防止の趣旨をも踏まえて行われることが求められるといわなければならない。

「航空機騒音障害の防止の観点からの定期航空運送事業に対する規制に関する法体系をみると、法は、前記の目的を達成する方法として、あらかじめ定期航空運送事業免許の審査の段階において、当該路線の使用飛行場、使用航空機の型式、運航回数及び発着日時など申請に係る事業計画の内容が、航空機の騒音による障害の防止の観点から

も適切なものであるか否かを審査すべきものとしているといわなければならない。換言すれば、申請に係る事業計画が法 101 条 1 項 3 号にいう「経営上及び航空保安上適切なもの」であるかどうかは、当該事業計画による使用飛行場周辺における当該事業計画に基づく航空機の航行による騒音障害の有無及び程度を考慮に入れたうえで判断されるべきものである。したがって、申請に係る事業計画に従って航空機が航行すれば、当該路線の航空機の航行自体により、あるいは従前から当該飛行場を使用している航空機の航行とあいまつて、使用飛行場の周辺に居住する者に騒音障害をもたらすことになるにもかかわらず、当該事業計画が適切なものであるとして定期航空運送事業免許が付与されたときに、その騒音障害の程度及び障害を受ける住民の範囲など騒音障害の影響と、当該路線の社会的効用、飛行場使用の回数又は時間帯の変更の余地、騒音防止に関する技術水準、騒音障害に対する行政上の防止・軽減、補償等の措置等との比較衡量において妥当を欠き、そのため免許権者に委ねられた裁量の逸脱があると判断される場合がありうるのであって、そのような場合には、当該免許は、申請が法 101 条 1 項 3 号の免許基準に適合しないのに付与されたものとして、違法となるといわなければならない。」

(参考判例 3) もんじゅ訴訟 (最高裁判所平成 4 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 46 巻 6 号 571 頁。第 19 回検討会資料 3 - 2 の 11)

「当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する」

「当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。」

「同法 24 条 1 項 3 号所定の技術的能力の有無及び 4 号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の 3 号 (技術的能力に係る部分に限る。) 及び 4 号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」